

西宮市障害者訪問介護利用者負担額補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護、第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護及び西宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1項に規定する予防専門型訪問サービス（以下「訪問介護等」という。）の利用について、低所得の障害者に対し、訪問介護利用者負担額減額認定証（以下「認定証」という。）を交付し、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護等のサービスの継続的な利用を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 前条に規定する認定証を交付する者は、本市の介護保険の被保険者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第4号（生活保護法第6条第1項による生活保護受給者を除く。）による境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、次のいずれかに該当するもの。

ア 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象となった者。

イ 介護保険法施行令第2条に定める特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者。

2 対象者の所得状況の確認については、毎年8月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。なお、いったん認定証の交付の対象外となった者については、翌年度以降交付の対象としない。

(申請)

第3条 認定証の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訪問介護利用者負担額減額申請書を市長に提出するものとする。

(決定及び通知)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、すみやかに審査し、交付することが適当と認めた場合は、該当者に訪問介護利用者負担額減額決定通知書を通知の上、認定証を交付するものとする。

(認定証の有効期限)

第5条 認定証の有効期限については、申請のあった日が年度当初から7月末日までの場合は、申請の日の属する月の初日から当該年度の7月末日までとし、申請のあった日が8月1日から年度末までの場合は、申請の属する月の初日から翌年度の7月末日までとする。ただし、認定証の交付を受ける資格を有しなくなった場合は、その有しなくなった日までとする。

(認定証の返還)

第6条 認定証の交付を受けた者が、被保険者の資格を喪失した場合は、すみやかに認定証を市長に返還しなければならない。

(助成する居宅サービス費の範囲及び支給)

第7条 助成する居宅サービス費は、法及び総合事業実施要綱の規定により指定訪問介護事業所等から訪問介護等を受けた場合に対象者が負担すべき額の全額とする。

2 市長は、対象者が指定訪問介護事業者等から訪問介護等を受けた場合に指定訪問介護事業者等に支払うべき費用を、前項の規定により助成すべき居宅サービス費の額を限度として、当該対象者に代わり指定訪問介護事業者等に支払うものとする。

3 前項の規定による支払いがあったときは、当該訪問介護等を受けた対象者に対し、居宅サービス費の助成があったものとみなす。

4 市長は、第3条の申請が遅れたため、前3項の規定による居宅サービス費の助成を受けられなかった者で、当該遅れた事情について特に理由があると認める者に対し、当該居宅サービス費に相当する額を償還払いで支給することができる。

5 法第66条第1項、第2項、法第67条第1項、第2項、法第68条第1項及び法第69条第1項の適用を受ける者については、その適用がなかったものとして算定した額とする。

(審査・支払事務の委託)

第8条 市長は、前条第2項の規定により指定訪問介護事業者等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を、兵庫県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正行為によってこの要綱による居宅サービス費の支給を受けたと認められる者があるときは、その者から、その支給を受けていた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 居宅サービス費の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。